

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0030140	NPOバンクによる生活困窮者及びNPO法人等の起業・運営支援への貸付規制の緩和	NPOバンクが生活困窮者及びNPO法人等の起業・運営支援等に貸付を行う場合、借り手の年収の1/3以内要件を適用除外する。	<p>現行の貸金業法では、NPOバンクは指定情報信用機関への加入が強制される上、借り手の借入残高を融資前に確認して年収の1/3を超える融資を行ってはならないこととされている。このため、NPOバンク(貸金業法上の「特定非営利融資法人」)が一定の生活困窮者及びNPO等の起業・運営支援等に融資する際には、当該総量規制を適用除外する。</p> <p>提案理由： 貸金業法の総量規制は、本来、営利の貸金業者が、借主が返済困難な融資を行わないように設けられたものであり、低所得の借主やNPO等の起業・運営を行う者等に低利融資するNPOバンクの融資上限額を設けることにより、借入れそのものが困難となるおそれがあるため。</p>	市民で創るヨコハマ若者応援特区	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	金融庁
0030150	NPOバンクによる低利子配当を条件とする出資募集	NPOバンクが低利子配当を条件とする出資募集を可能とする。	<p>NPOバンクが、配当を全く行わない場合だけでなく、低利子の配当を行う場合にも、金融商品取引法の各種規制を適用除外とする。</p> <p>提案理由： NPOバンクは現在、出資額への配当を行わないものとして、金融商品取引法の規制が適用除外されている。しかし、NPOバンクは非営利目的の組織であって、同法で想定している規制対象(営利・高金利)とは異なるため、低利子の配当を行うことを条件とした出資募集を可能とすることを通じて出資者の理解を得やすい環境をつくる。</p>	市民で創るヨコハマ若者応援特区	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	金融庁